

別紙

仕様書

1 業務名

高速カット紙プリンタ（令和7年度導入分）リース業務

2 業務場所

光市役所本庁及び光市総合福祉センター

3 リース物品

高速カット紙プリンタ

4 規格及び数量

（1）オルフィスGL9730プレミアム 1台

（2）オルフィスGL9731 1台

※全てにFU排紙台を付属させること。

5 設置業務

（1）リース物品は、情報・DX推進課が指定する場所に搬入及び設置をし、利用ができるよう初期設定を行うこと。

（2）搬入、設置及び初期設定に要する費用は、リース会社が負担すること。

6 保守業務

（1）業務時間

月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く午前8時30分から午後5時まで）

※その他休業日については事前協議すること。

（2）保守業務内容

ア 定期保守

対象機器の正常な運転状態を維持するため、年4回の対象機器の主要部点検、機器各部の調整及び修復作業、清掃作業等を行うこと。

イ 障害時対応

対象機器に不時の故障が発生したときは、必要な障害復旧修理を行うこと。

（3）交換部品等についての特記事項

対象機器の保守・修理時に交換が必要となった部品及び作業費については、

本業務の費用に含むものとする。

7 使用予定枚数

1 台当たり年間 105,389 枚

※過去 5 年間の実績であり、実際の使用枚数を表したものではない。

8 リース機器の納入場所

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 光市中央六丁目 1 番 1 号 | 光市役所 |
| (2) 光市光井二丁目 2 番 1 号 | 光市総合福祉センター |

9 リース機器の納入期限

令和 7 年 12 月 26 日（金）

納入日時については、契約後、情報・DX 推進課担当者と協議の上、決定すること。

10 リース期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日まで（60 箇月）

（地方自治法第 234 条の 3 及び光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例第 2 条の規定による長期継続契約）

11 リース期間満了後のリース機器回収費用について

リース期間満了後のリース機器の回収費用は、リース会社が負担すること。

12 支払について

受注者は、リース期間の開始月から、当該月分のリース料を翌月初めに請求し、市はその請求に基づき、30 日以内にリース料を支払うものとする。